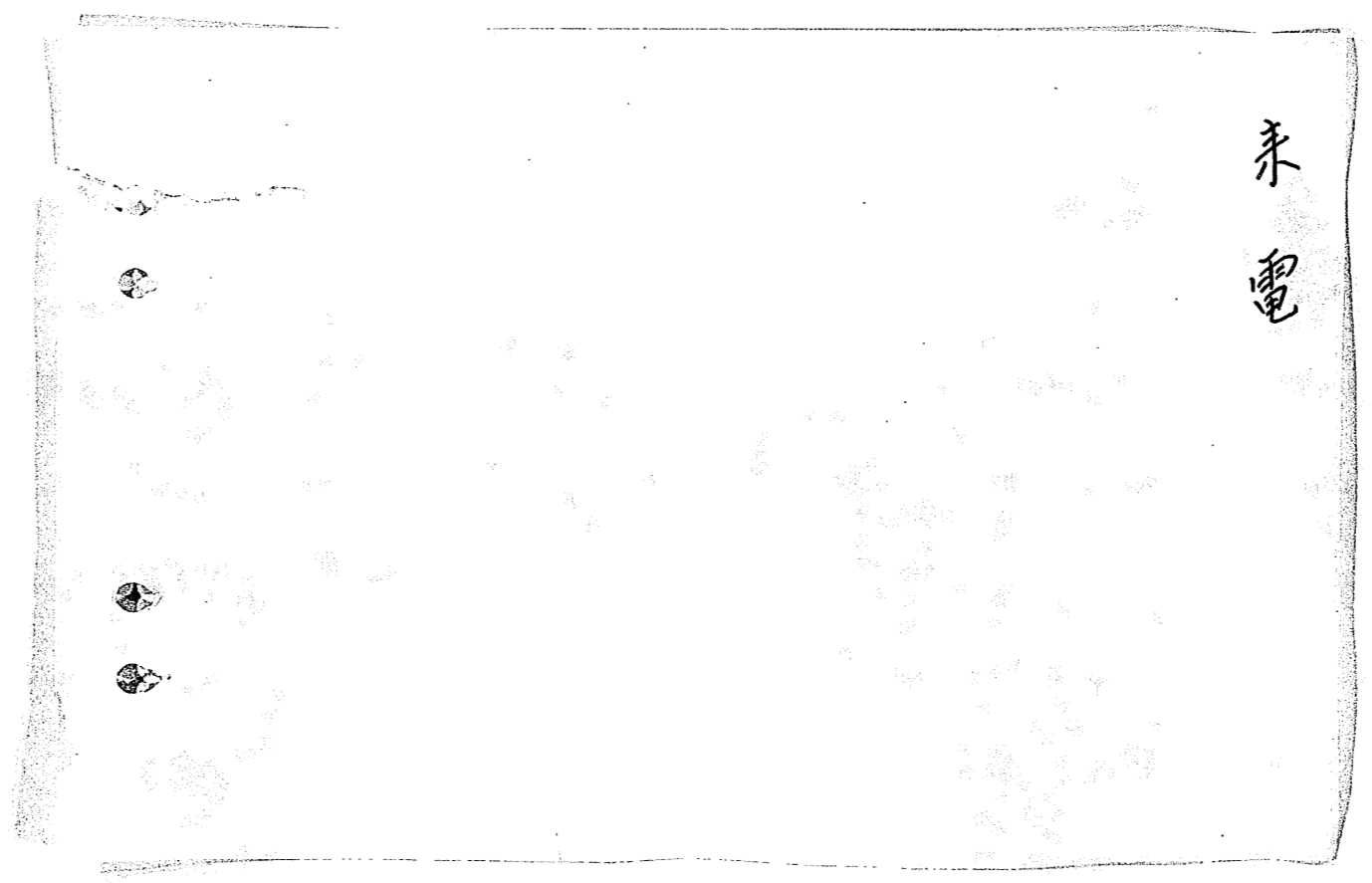


琉球大学学術リポジトリ

復帰準備2

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): 復帰準備, 沖縄の諸制度, 沖縄復帰準備委員会 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43399

糸電



万博
カヒ
大政事外外備官
務次官
大臣官舎審長長
備書文会管給
総人備厚計
調査
分析企
領移長
参價旅移

ア 参地中東
北西
参北北
中南審
歐 参西東洋
西東

近ア 参審近ア
経 次総経国万
長 参統
経協長 参政技二
長 国一理
参参備規
長 参政経科
備 軍社専
長 参道内外
一 二

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。
846
電信写

総番号(TA) 54181
69年12月1日17時10分 ナハ 発着
69年12月1日18時34分 本省 米北1
外務大臣殿 岸 沖總事務所長
復帰準備について(連)

オ418号 平
(総務長官へ オ418号)
復帰準備については仰如才なきことながら先ず各省間において、日本政府の基本方針および全体計画を詳細に検討し、その上で対米交渉に臨むべきで、在那覇復帰準備委員会の発足をことごとく急ぐ必要はなきものと思料する(全体計画の概要については何ら即参考までに「復帰準備の手順」別送した)現地に対し、日本政府が復帰準備に真摯に取り組んでいる姿勢を示すべしとの仰目論見もあることと存せられるも、この点については準備委の発足よりも、往票オ418号にて県中せる諸措置就中同電中ふの各項の実施が効果的かと存せられる。

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。
846
電信写

30日のNHK TVニュース(準備委の早期発足に関する)は誤報と信ぜられるも(イ)基地縮小に伴う沖縄経済のあり方は、沖縄経済復興の全体構想と切り離しは考えられず、また(ロ)本土法令の適用に伴う弁護士等の資格の取扱いについては、関係各府・琉政および関係団体間で予め十分意見調整をはかった上、対米交渉の場に提起すべき性質のものであり、これらの問題をアット・ランダムに準備委に提起することは、2年までに完了すべき復帰準備の作業を却つ著しく遅延させることになるものと思念されるので、念のため意見県中申し上げる次第である。
(5)

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

要員を陪席させることが出来る。また、補助要員外の者の参加につき決定することが出来る

(6) 会議の非公開

委員会の会議は別段の決定をしない限り非公開とする。

(7) 会議の記録作製

委員会は別段の決定をしない限り会議の記録を作製する。

2. 準備委員会の組織

(1) 代表代理の会議

代表代理及び顧問代理は毎週火曜日及び金曜日に定例会議を開催するほか、必要に応じて随時臨時会議を開催するものとする。

(2) 小委員会の設置

委員会の活動を補佐せしめるため各委員及び顧問の補助要員の中から指名された者

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

をもつて小委員会を設置するものとする。

(3) 合同事務局の設置

イ. 委員会は会議の準備、記録の作製、保管、賤務などの事務を処理させるため合同事務局を設置する。

ロ. 合同事務局は1名の事務局長と委員会が必要と認められた数の関係政府から提供される職員で構成する。

ハ. 合同事務局は委員会の支持を受け所掌事務を処理する。

(了)

— 4 —

ソカヒ 万大 傳販

- 大政博外外信
- 務務典房
- 次次
- 臣官官審審長長
- 機機入電厚計
- 備備女会管給
- 備備
- 國資長
- 參副折企
- 參領旅移

- 參地中東
- 長北東西
- 參北北獨
- 中南
- 參一三
- 參西東洋
- 長西東

- 近了長
- 參近ア
- 次次總經國万
- 長資統國
- 參政技二
- 國一理
- 參案協組
- 長國
- 參政經科
- 軍社專
- 長情長文
- 參道内外
- 一一

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

887

電信写

総番号(TA) 9416
 70年4月23日 19時35分 米北
 70年4月24日 10時45分 本 省 着
 外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

代理会談

準電17号 平

往電12号 関し

1. 23日、代理会談を開催、合同事務局
 および合同経費につきそれぞれ小委員案
 (前者については貴電14号のテキスト
 の2項の後段に「必要がある場合に準
 備委員会の合意に基づいて採用されたも
 の」と加えたもの。後者については往電
 12号送付のテキスト中、米側としては
 2会計年度に跨がる支出とすることを念
 のため2項に追記せることが主(修正
 案)と審談し、2回代表会談まで余裕

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

もあるので、字句上の調整を継続する
 こととした。(テキストについては審談
 状況に応じ適宜追送する)
 2. ショットより「原則」と「指針」
 が公表されたので、作業計画およ
 び小委員会設置についての現地作業
 を本格化するべきことを示唆したので
 瀘陽よりG.O.J.エレメントとしては、
 更に具体的な指示が東京より接
 到することが予想されるが、「原則」
 「指針」においては準備委が優先的
 に取り上げるべき課題を明らかに
 しており、右と勘察しつつ数個の
 小委員会の守備範囲の大要を確定
 することなどにより作業の進行を
 図りうるものと思う旨述べた。(本
 日午後、右に関する作業小委員会を開
 催する予定)

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

ALL PRECOM INTERNAL PROBLEMS. IT WOULD ALSO HANDLE CERTAIN MISCELLANEOUS PROBLEMS NOT COMING WITHIN THE PURVIEW OF THE OTHER STANDING SUBCOMMITTEES.

3. WHILE SOME MISCELLANEOUS PROBLEMS WOULD BE ASSIGNED TO THE GENERAL AFFAIRS SUBCOMMITTEE, OTHER SUCH PROBLEMS MIGHT BECOME SO IMPORTANT AS TO REQUIRE THE ESTABLISHMENT OF ADDITIONAL STANDING SUBCOMMITTEES. OTHER MISCELLANEOUS PROBLEMS OF A SHORT-LIVED NATURE

- 2 -

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

WOULD BE BETTER HANDLED BY ADHOC SUBCOMMITTEES.

4. THE WORK GROUP TOUCHED UPON THE QUESTION OF THE COMPOSITION OF THE SUBCOMMITTEES. HOWEVER, IT RECOGNIZED THAT IT WAS STILL TOO EARLY IN THE GAME TO MAKE SPECIFIC RECOMMENDATIONS AS TO SUBCOMMITTEE SIZE, ETC.

5. THE WORK GROUP ALSO DECIDED TO DEFER DISCUSSION OF A SPECIFIC WORK PROGRAM, PENDING THE GOJ'S ANTICIPATED RECEIPT OF INSTRUCTIONS FROM TOKYO.

6. FINALLY, THE WORK GROUP RECOMMENDS THAT THE THREE ITEMS LISTED IN PARAGRAPH 3 OF "PRINCIPLES AND GUIDELINES FOR THE PREPARATIONS FOR REVERSION AND THE FUNCTIONING OF THE PREPARATORY COMMISSION" BE HANDLED ON THE FOLLOWING LEVELS: A. SUPPLYING TO EACH GOVERNMENT THROUGH THEIR RESPECTIVE REPRESENTATIVES INFORMATION AGREED AS NECESSARY FOR THE PROMOTION OF THE PREPARATIONS FOR REVERSION-SHOULD BE HANDLED BY THE THREE ALTERNATES.

B. COORDINATION OF INFORMATION-GATHERING ACTIVITIES BY OFFICIAL JAPANESE GOVERNMENT MISSIONS FROM AUTHORITIES OF THE U.S. IN PRECOM ELEMENT SHOULD DESIGNATE ONE OF ITS MEMBERS TO COOPERATE WITH THE APPROPRIATE ORGANS IN THE RESPECTIVE GOVERNMENTS.

- 3 -

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

ACTUAL COST OF THE UTILITIES AND EXPENDABLE MATERIALS USED BY THEIR ELEMENT. THE ALTERNATES WILL SUBMIT A FINAL BUDGET TO THE NEXT MEETING OF THE COMMISSION.

B. 'ORGANIZATION AND DUTIES OF THE JOINT SECRETARIAT' ARE AT TABB. APPROVAL OF THESE BY THE COMMISSION IS INVITED.

2. IN LINE WITH THE 'PRINCIPLES AND GUIDELINES FOR THE PREPARATIONS FOR REVERSION AND THE FUNCTIONING OF THE PREPARATORY COMMISSION' ANNOUNCED BY THE CONSULTATIVE COMMITTEE IN TOKYO ON 21 APRIL 1970, A. THE FOLLOWING SUB-COMMITTEES HAVE BEEN AGREED TO:

- (1) SUB-COMMITTED FOR INDUSTRIAL AND ECONOMIC AFFAIRS.
- (2) SUB-COMMITTEE ON LOCAL PREPARATIONS FOR TRANSFER OF ADMINISTRATIVE RIGHTS.
- (3) SUB-COMMITTEE ON LOCAL PREPARATIONS TO FACILITATE APPLICATION TO OKINAWA OF SOFA AGREEMENT (NEGOTIATIONS ARE UNDERWAY IN TOKYO ON THIS ITEM).
- AND (4) SUB-COMMITTEE FOR GENERAL AFFAIRS.

THE ALTERNATES INVITE APPROVAL OF THIS LIST OF STANDING SUB-COMMITTEES. MOREOVER, THE ALTERNATES REQUEST AUTHORITY TO APPOINT AND DISBAND SUCH

-2-

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

ADDITIONAL ADHOC SUBCOMMITTEE AS MAY BE REQUIRED BY DEVELOPMENTS. IT IS ASSUMED THAT THE NATURE OF THE PLANNING FOR THE TRANSFER OF ADMINISTRATIVE RIGHTS TO JAPAN WILL REQUIRE ADDITIONAL SUB-COMMITTEES FOR LIMITED PERIODS OF TIME.

B. TO CARRY OUT PERTINENT PROVISIONS OF THE 'PRINCIPLES AND GUIDELINES' THE FOLLOWING AGREEMENTS HAVE BEEN REACHED (1) THE THREE ALTERNATES WILL COORDINATE THE SUPPLYING TO EACH GOVERNMENT OF INFORMATION AGREED AS NECESSARY FOR THE PROMOTION OF THE PREPARATIONS FOR REVERSION.

(2) EACH COMMISSION ELEMENT WILL DESIGNATE A REPRESENTATIVE TO COOPERATE WITH THE APPROPRIATE ORGANS IN THE RESPECTIVE GOVERNMENTS TO COORDINATE INFORMATION GATHERING ACTIVITIES BY OFFICIAL JAPANESE GOVERNMENT MISSIONS FROM AUTHORITIES OF THE USG IN OKINAWA FOR PURPOSES RELATING TO REVERSION.

(3) THE GOJ AND USG ELEMENTS WILL EACH APPOINT ONE OFFICIAL THROUGH WHOM NON-RYUKYUAN-RESIDENTS INCLUDING BUSINESSMEN AND OFFICIALS, CAN CONSULT WITH THE APPROPRIATE AUTHORITIES OF THE GOJ PRIOR TO REVERSION.

-3-

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

3. THE DRAWING UP OF A OWRK PROGRAM IS NOW BEGINNING IN KEEPING WITH THE SUBSTANCE OF THE ' ' PRINCIPLES AND GUIDELINES... ' ' IT IS AGREED THAT THE RESPECTIVE SUB-COMMITTEES WILL PROCEED TO IDENTIFY PROBLEMC TO BE SOLVED BEFORE THE RETURN OF ADMINISTRATIVE RIGHTS TO THE GOVERNMENT OF JAPAN AND TO DEVISE MEASURES TO SOLVE THESE PROBLEMS. EXTENSIVE COORDINATION AMONG THE THREE GOVERNMENTS WILL BE REQUIRED BEFORE THIS CAN BE ACCOMPLISHED. LISTS WILL HAVE TO BE PREPARED AND COMPARED ON BOTH THE SUBSTANCE AND THE TIMING OF THE TRANSFER OF THESE ADMINISTRATIVE RIGHTS. UNDER THESE CIRCUMSTANCES, THE ALTERNATES RECOMMEND THAT THEY BE DIRECTED BY THE COMMISSION TO PROCEED EXPEDITIOUSLY: A. TO FORMULATE PLANS FOR CARRYING OUT THE SUBSTANCE OF THE ' 'PRINCIPLES AND GUIDELINES... ' ' B. AS SUBSEQUENT DEVELOPMENTS REQUIRE, TO TACKLE SUCH PROBLEMS AS MAY FALL WITHIN THE PURVIEW OF THE COMMISSION. C. TO SUBMIT A PROGRESS REPORT ON THESE PLANS AND PROBLEMS AT THE NEXT MEETING OF THE COMMISSION.

4. IT IS RECOGNIZED THAT THERE HAD BEEN WIDESPREAD APPRECIATION OF THE 47 RECOMMENDATIONS MADE BY THE ADVISORY COMMITTES TO THE HIGH COMMISSIONER OF THE

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

RYUKYU ISLAND. AND THE ALTERNATES UNITE TO EXPRESS THEIR URGENT HOPE THAT THREE GOVERNMENTS CONCERNED WILL DRAW UPON THEIR RESPECTIVE RESOURCES TO ENSURE FURTHER EFFECTIVE IMPLEMENTATION OF THESE RECOMMENDATIONS.

5. TO RESPOND TO THE REQUEST OF THE CONSULTATIVE COMMITTEE TO BE KEPT INFORMED BY THE PROGRESS OF THE COMMISSION FROM TIME TO TIME. THE ALTERNATES ALSO RECOMMEND THAT COPY OF THIS REPORT BE FORWARDED BY THE JOINT SECRETARIAT TO THE CONCOM. TOGETHER WITH AN INDICATION OF THE ACTION TAKEN ON IT BY THE COMMISSION AT THIS MEETING.

(7)

外務省

ソカヒ 万大博覧

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

155

電信写

大政事外外機官
事務次長 典房
臣官官審審長長
備参人備厚計
備参文会管給

参折企
参領移長

参

参

参地中東
参北西
参北北
参一二
参西東洋
参西

参

参

参参近ア
参総経國万
参領統
参政技二
参国一理
参参領
参政経科
参社專
参道内外
参一二

総番号 (I A) 208024 主管
70年5月1日 16時48分 ナハ 米北
70年5月1日 20時26分 本省 着

外務大臣殿 高瀬 臨時代理大使 総領事 代理

顧問代理に関する立法の件

準第24号 平 至急

往復第22号に因り

顧問代理の地位をフォーマライズする行政組織法の1部改正案が30日の立法院本会議にありて可決され、1日署名公布され、(諮問委員代表に関する法律は同日失効)長

(3)

参

ソカヒ 万大博覧

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

105

電信写

大政事外外機官
事務次長 典房
臣官官審審長長
備参人備厚計
備参文会管給

参折企
参領移長

参

参

参地中東
参北西
参北北
参一二
参西東洋
参西

参

参

参参近ア
参総経國万
参領統
参政技二
参国一理
参参領
参政経科
参社專
参道内外
参一二

総番号 (I A) 208025 主管
70年5月1日 19時05分 ナハ 米北
70年5月1日 20時25分 本省 着

外務大臣殿 高瀬 臨時代理大使 総領事 代理

準備委員次回会議

準第25号 平 至急

往復第23号に因り

1日、30ットより 地協無適用のつき東京に TASK GROUP が設けられるものと了解することあり、オーバーラップとなりよう配慮すること適切であるとして小委員会の名称を SUB-COMMITTEE ON LOCAL CIVIL ASPECTS OF APPLICATION TO OKINAWA OF SOFA とすることを提案し、旨申越し長。当方としては原案の方が望ましいと考へるが米側は小委員会に TERMS OF REFERENCE を明確とすることを強く主張してはいる。

又、30ットより HICOMI 議題の PROCEDURA

参

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

存命の事であることを理由に今回の代表会議後合同記者会見を行うことに強い難色を示しているのでもう承を得る旨申越した。琉政側の正告の反応は未だ明らかでないが当方としては新聞発表文配布の際係官としてブリーフをせしめることとし、別途記者団より要請があれば本使単独で会見に応ずることとしては如何かと考えらる。右参考まで。

(7)

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 21047 主管
 70年5月2日20時10分 ナハ 港 紙
 70年5月3日00時38分 本省 著
 外務大臣殿 高瀬 臨時代理大使 総領事 代理

準備委員会才之回会議に関するプレスリリース案送付
 準才28号 平
 6日の準備委員会才之回会議終了後、当地において発表(午後4時を予定)すべきプレスリリース案協議の結果下記の通り合意した。何ら御参考まで。

記
 (以下別紙英文)

外大 傳隊

大政事外外務省
 事務 典房
 次次 遊滄長長
 官官 人備厚計
 備備 文会管給
 備備

國資長 参調折企
 領移 参領旅移

ア 参地中東
 長 北東西
 参北北
 参一
 参西東洋
 長 西真

近ア 参参近ア
 長 次務経国万

長 参参統
 参政技二
 参一理

参参参

参政統科
 参政統科

参道内外
 一二

吉

DRAFT

PRESS STATEMENT OF THE PREPARATORY COMMISSION ANNOUNCED AT THE CONCLUSION OF ITS SECOND FORMAL MEETING TODAY THAT IT WILL ESTABLISH FOUR SUBCOMMITTEES ON SPECIFIC KEY ASPECTS OF REVERSION PREPARATIONS OF OKINAWA TO JAPAN.

IN ATTENDANCE AT THE MEETING IN THE COMMISSION'S BUILDING WERE HIGH COMMISSIONER JAMES B. LAMPERT REPRESENTING THE GOVERNMENT OF THE UNITED STATES, AMBASSADOR JIRO TAKE^A REPRESENTING THE GOVERNMENT OF JAPAN, AND CHIEF EXECUTIVE CHOBYO YARA OF THE GOVERNMENT OF THE RYUKYU ISLANDS AS ADVISER.

THE COMMISSION AGREED TO SET UP SUBCOMMITTEES ON INDUSTRIAL AND ECONOMIC AFFAIRS, LOCAL PREPARATIONS FOR TRANSFER OF ADMINISTRATIVE RIGHTS TO JAPAN, LOCAL PREPARATIONS TO FACILITATE

THE APPLICATION TO OKINAWA OF THE STATUS OF FORCES AGREEMENT, AND GENERAL AFFAIRS. THE COMMISSION AGREED THAT AD HOC SUBCOMMITTEES MAY BE ESTABLISHED AS REQUIRED BY DEVELOPMENTS.

THE TWO REPRESENTATIVES AND THE ADVISER DIRECTED THEIR RESPECTIVE ALTERNATES TO FORMULATE EXPEDITIOUSLY CONCRETE SUBCOMMITTEE PLANS FOR IMPLEMENTING REVERSION PREPARATIONS IN LINE WITH " PRINCIPLES AND GUIDELINES " WHICH WERE ADOPTED AT THE 19TH MEETING OF THE JAP^A-UNITED STATES CONSULTATIVE COMMITTEE IN TOKYO ON APRIL 21, 1970. IN ADDITION,

THE THREE ALTERNATES WERE DIR^ECTED TO TACKLE SUCH OTHER PROBLEMS AS MAY FALL WITHIN THE PURVIEW OF THE COMMISSION, AND TO SUBMIT A PROGRESS REPORT ON THESE PLANS AND PROBLEMS AT THE NEXT MEETING OF THE COMMISSION, WHICH WILL BE ON JUNE 3.

IT WAS AGREED THAT, IN ACCORDANCE WITH " PRINCIPLES AND GUIDELINES ", THE ALTERNATES WILL ARRANGE THE CHANNELS THROUGH WHICH NON-RYUKYUAN RESIDENTS OF THESE ISLANDS, INCLUDING BUSINESSMEN AND OTHER MEMBERS OF THE PROFESSIONS, CAN CONSULT WITH THE APPROPRIATE GOVERNMENT OF JAPAN AUTHORITIES PRIOR TO REVERSION, AND THE ALTERNATES WILL ALSO COORDINATE INFORMATION-GATHERING ACTIVITIES OF VISITING OFFICIAL JAPANESE GOVERNMENT MISSIONS FOR PURPOSES RELATING TO REVERSION. IN ADDITION, THEY WILL ALSO COORDINATE THE SUPPLYING TO EACH GOVERNMENT OF INFORMATION AGREED TO AS NECESSARY FOR THE PROMOTION OF THE REVERSION PREPARATIONS. THE COMMISSION REACHED AGREEMENT OF ITS INTERNAL FINANCIAL AND ADMINISTRATIVE PROCEDURES, INCLUDING THE ORGANIZATION AND DUTIES OF A JOINT SECRETARIAT.

(3)

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

せてセナがより与党及び革新支援団体の諸
 向委に対する特異なフリーングに対し主席と
 して特に意を用いることを余儀なくされて
 いる実情が背景にある各説明するところか
 あったこともあり、当方より取り急ぎ幹務官
 と協議した結果かかる LAST MINUTE の修正
 要求は不幸な事終てはあなが協調の精神に
 基づきこの際上記提案を受諾することとし
 た。時間切迫のため清訓の暇なきまま右の
 よう措置したる矣申了承願いたい（存お、
 プレスリリースは何らアフェクトされおらざるた
 め念のため。）。

(3)

(2)

外務省

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 21765 主管
 70年 5月 6日 18時50分 十八 発着 概
 70年 5月 7日 09時27分 本省 着
 外務大臣殿 高瀬 (大使) 臨時代理大使 總領事 代理 カ

準備委員2回会議 (主席記者会見)

第34号平

往電第32号に即し

本屋良主席は代表会議終了後行政府で
 15分間記者会見を行ない要旨次の通り発
 言した趣

(1) 本日の会議は準備委員の内部事項と
 討議したもので本格的な実質作業は
 これからである。次回会合までには必要

外務省

ソビエト
 方大
 領事

大政事外外儀官
 務務 典房
 次次
 臣官官審審長長
 儀総人福厚計
 儀電文会管給

国長長領移長
 参調折企
 参領旅移

ア 参地中東
 長 北京西
 参北北領
 参一二
 参西東洋
 長 西東

近ア長
 参審近ア
 次総経國万

長 参領領
 参政技二
 国一理
 参領領
 長 参政経外
 長 領社專
 参道内外
 文長 一二

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

員会は出来ると思いうので早急にわが方のメンバーを決めなくてはならないと考へてい
る。

(2) 検討事項については早目にリストアップ
することにしていくが主要なものを以下

- (1) 軍用地の復元補償
- (2) 請求権問題
- (1) 雇用問題
- (2) 道路交通法及び(ホ)公社問題等が
挙げられるよう。

(3) 準備委と沖縄事務局との所掌分担について
これは確かに米側の協議を要しないもの
もあろうかと、こちらともつかない事項につ
いては若し準備委にかけ、そこでこの核
心力が担当するかが決まらうと思ふ
予。右両者は代表顧問の合同記者会見は行
なわしむ。わが方においては賛揚として米軍及び沖
縄の記者団に対しプレス ブリーフィング(約30分間)
を行なわしむ。

(3)

外務省

外務省

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 21833
70年5月7日13時10分 ナ 八 省 署 米北
70年5月7日15時41分 ナ 八 省 署

外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

準備委員会の現地名簿

次35号 年
現地のわが方正式呼称は準備委員
会日本国政府代表事務所 THE OFFICE OF THE
REPRESENTATIVE OF THE GOVERNMENT OF JAPAN TO THE
PREPARATORY COMMISSION とすることと通すこと

されたとす。右何方の次回電報にて
(3)

大臣 外務省
事務 典房
長官 審判長
長官 審判長
長官 審判長
長官 審判長

長官 審判長
長官 審判長
長官 審判長
長官 審判長

長官 審判長
長官 審判長
長官 審判長
長官 審判長

長官 審判長
長官 審判長
長官 審判長
長官 審判長

長官 審判長
長官 審判長
長官 審判長
長官 審判長

長官 審判長
長官 審判長
長官 審判長
長官 審判長

外務省

縦書き

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

府の主任委員より討議の内容等につき報告を受け、べきは当然かつ予之のみにあらずに、右に記して代理会議の場において各小委員会より討議の内容につき報告を受け、ことしとて、日琉双方ともこれを了承する。

(3)

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 23528
 70年5月15日19時40分 沖繩 発信
 70年5月16日00時23分 本 管 米北

外務大臣殿 高橋 臨時代理大使 總領事 代理

小委員会委員の姓名

49号 平

往電48号 別電

往電48号の1.に同じ

各小委員会の内容は下記のとおりと致したもので、御了解ありたく、なお本件が事務局で了承済みである。

記

総務(主任委員 公便(未着任) 又は 登陽

委員 サカキ

産業経済(主任委員 マナキ委員 ヤマケ

キ、又 マコシ サカキ

地位協定適用 行政課長 準備主任委員 登陽委員 ナカ

大政務次官 外務省 事務次官 事務次官 事務次官

大政務次官 事務次官 事務次官 事務次官

大政務次官 事務次官 事務次官 事務次官

大政務次官 事務次官 事務次官 事務次官

大政務次官 事務次官 事務次官 事務次官

大政務次官 事務次官 事務次官 事務次官

大政務次官 事務次官 事務次官 事務次官

大政務次官 事務次官 事務次官 事務次官

大政務次官 事務次官 事務次官 事務次官

大政務次官 事務次官 事務次官 事務次官

大政務次官 事務次官 事務次官 事務次官

大政務次官 事務次官 事務次官 事務次官

大政務次官 事務次官 事務次官 事務次官

大政務次官 事務次官 事務次官 事務次官

大政務次官 事務次官 事務次官 事務次官

大政務次官 事務次官 事務次官 事務次官

大政務次官 事務次官 事務次官 事務次官

大政務次官 事務次官 事務次官 事務次官

大政務次官 事務次官 事務次官 事務次官

大政務次官 事務次官 事務次官 事務次官

大政務次官 事務次官 事務次官 事務次官

大政務次官 事務次官 事務次官 事務次官

大政務次官 事務次官 事務次官 事務次官

大政務次官 事務次官 事務次官 事務次官

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

(当方案別電する)

一方コミットより案別メンバーについては
 目下USCARとの調整を急いでおり、次回
 会合で正式発表しうる見込みであるかと
 前置きし、産業経済は未定なお 総務
 に BILLINGSLEY、地位協定 COL MEADS
 (SPECIAL TASK FORCE)、施政権返還
 WALTERS をそれぞれ常任委員に予定して
 りる旨発言があり、また 議長よりは産業
 経済及び総務にサキム、地位協定ワマキ
 施政権返還にカキノハナを各々常任委員
 とすることを内定してゐる旨述べた。

2、望陽より各小委員会会議の RECORDING
 については各 ELEMENT の委員において適
 宜責任をもつ方法とするとの従来の了解
 を確認した。また、コミットは当方よりの
 意見打診にたいし、各代表代理は各々政

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

府の常任委員より討議の内容等につき報
 告を受けるときは当然かと考へらるるか
 右にわたって代理会議の場合あつて各小委
 員会より討議の内容につき報告を受け
 ことなしと述べ、日琉双方ともこれ
 を了承した。

(7)

ソカヒ 万大 博販

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

情

大政博外外機管
務務一真房
次次
臣官真機密長長
備総人電厚計
備文会高給

電信写

国資長
参調析企
参領旅移長

ア 参機中盛
北西
北西
参一
参西京洋
西京

参機中盛
北西
北西
参一
参西京洋
西京

近ア長
参特近ア

長 参贊統
参政技二
国一理

参参協組

長 参政経科
軍社専

参道内外
一二

総番号 (TA)

主管

米北

①

訂正報

(甲)

電信課
45.5.16

16日付津總官瀨大使来電第49号
(TA 23528) 本文下記の通り前子
子いたハ。

記

件名 小委員会委員の氏名

2ページ1行目

ヤマ、

地位協定適用準備主任委員 碩陽委
員、中山、ヤマノ、スズキ。

なお併任者以外

(3)

カヒ
万六博阪

大政外外信
務次典房

臣官官密審長長
備給人電厚計

備電文会管給

國資長領移長

参調折企

参領旅移

参地中東
長北東西

参北
米長中南
参一
参西東洋
長西東

参近ア
長次總經國万

参貿統
長政技二
國一理

参協組
長

参經科
長

参社司
長

参内外
長

参文長

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

5-22

総番号(TA) 24324 主管
70年5月20日15時20分 沖 緬 発着 米北/
70年5月20日17時41分 本 省 着

外務大臣殿 高瀬 天 臨時代理大使 総領事 代理

産業経済小委員会検討項目

ア56号 平(秘録))
佐電ア55号に同じ
各小委員会の構成も決定したので逐次関係
の選定とするよう取計いたさところ産業
経済小委員会については一応下記の項目を
方より提示することといたしてお見込みによ
り関係相手とも打合せの上何方の儀取急
回電ありたい。なお本項目は長期的観点か
ら例示的のものとして作成したものであり
今後における各小委員会の議論のための資
材となる性格を有するものであることをお
含みおきありたく米琉側も試案を準備中
模様であるので席上これ等とつぎ合せの上

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

リスト作成を具体化してゆく手順を考えて
いる。

(1) 外資企業の取扱い
(2) 諸条約協定等の取扱い (沖緬に対する通
用の問題点)
(3) 外国人の検疫保護
(4) 輸入制限に関する措置
(5) 旧国庫有財産の取扱い
(6) ドル資産の保護と交換性の問題
(7) 課税問題
(8) 石油問題
(9) 水道問題
(10) 電力問題
(11) 在沖米國資産の承継
(12) 通貨切替問題
(13) 本土沖緬間就航船舶の取扱い
(14) 本土沖緬間就航航空機の取扱い
なお他の小委員会についても米琉側の方針

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

2. 冒頭経電4の日本政府調査団の調整事務の件、翌陽より各政府担当官で検討した結果、本件については日本側担当官より調査団の目的とスケジュールをPRECOM、米琉各担当官に対し通報するとともに、USCARと直接アポイントメントを取付け、フォーミュラタイプを合意し違しを告述へておいたが、レポートより受理した通報の米側取扱いについては能率的な方法を検討し、その旨が返答がある。

3. レポートより米より3日の代表会議で討議のべきものとして(1)代理会議の報告事項(2)新聞発表文の起草、(3)記者会見実施の適否の3点が挙げられ、(1)については前回会議で提起したとおり、早急に各小委員会に担当問題をリストを

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

作成、代理会議の報告して欲しいとの提言あり、日琉各代理としてこれを了承す。
4. 上記了承に基づき本22日午後産業経済、明23日施政権移転、25日(月)地位協定、各小委員会をそれぞれ開催すること決定す。

(?)

—?—

大政事外務省
 事務次長 典房
 大臣官房長 長
 秘書長 厚計
 文書室長 給
 参事 折企
 参事 旅移
 参事 中東
 参事 北北保
 参事 西東洋
 参事 西東
 参事 近ア
 参事 経国
 参事 協規
 参事 経科
 参事 社専
 参事 内外
 参事 一二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

177

総番号(TA) 25064
 70年 月 日 14時20分 沖 陽 発着
 70年 5月23日 15時43分 本 省 着 半北1

外務大臣殿 高瀬(大) 臨時代理大使 総領事 代理

施政権移転小委員会

第67号 平

往電第62号に関し

施政権移転小委員会は、本23日(出席者日本側カヤ、ナ
 カヤマ、ササキ、りゅう側カキノハナ、他3名、米側ウナ
 ルターズ、ケレーマー USCAR計画局長、新 沙外信
 タテカワ計画局部員)第1回会合を行なったが、議事概要
 次のとおり。

1. カヤより、当小委員会は原則と指針に示されている如
 く、オキナワけん作りのため方策のうち対米協賛を要する
 ものに重点をおいて作業することを目的とするものであり
 、「USCARの機能の適切な処理」も一つの重要なヘッ
 タとなるべき旨の所感を述べた。

2. ケレーマー局長より、施政権は復帰まで米側が確保す
 べきことは当然であると前置きし、日りゅう両政府とも7
 2年の施政権移転に備え、けん各行政機能の分類作業につ
 き検討されつつあるものと了解しているところ、USCAR
 のアングルからはGRIが既に自治能力を具備している

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

部門と米側のかい入により運用されている部門とを区別し、
 後者については主としてG O Jとの間でトランスファ
 ーにつき話し合いを進めることの必要性を認めるので、この
 ような方向で小委員会の取り上ぐべき項目の整理を行なう
 ことも一案なるべしと述べ、今後の運営については、協力
 をおしまない旨強調した。

3. 本委員会としての作業を進める第1歩として、りゅう
 改側は当委員会て取上げられるべき検討事項として考慮中
 のものある題で(非公式の構想なる由)、右をたたき台と
 して次週月よう日再度会合の上、討議することに合意をみ
 た。

(7)

-2-

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

10. ADMINISTRATION OF POL (SALES, DISTRIBUTION, ETC)

11. APPLICATION OF INDUSTRIAL SAFETY AND POLLUTION REGULATIONS

12. REVIEW OF US AND GOJ ASSISTANCE PROGRAMS (MAGNITUDE AND COMPOSTION OF AID PROGRAMS, BUDGET DEFICITS, ETC)

13. TREATMENT OF FOREIGN PROFESSIONALS

14. TREATMENT OF REAL ESTATE TITLES AND LEASES

(3)

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

169

総番号(TA) 25335 主管
 70年5月28日 20時45分 中絶 密着
 70年5月26日 01時58分 本省 密着

外務大臣殿 商新(大) 臨時代理大使 総領事 代理

施政権移転小委員会
 第73号
 往電第67号に開し
 本25日9施政権移転小委員会9議事概
 要は次の通り。
 1. 冒頭往電972-29番高田利当者E1216号
 RI9機能9内USCAR9分入によつて
 逐行E1213号部分に72整理文E1211号

ソカヒ 万大 博談

大政事外外儀官 職務 興務

次次 長 長 長 長
臣官直審審長長
備録入電厚計
備録女会當給

国資長 領移長
参調折企
参領旅移

ア 参地中東
長 北東西
参北北保
中南番 参一二
欧 参西東洋
長 西東

近丁長 参書近ア
経 次総経国万

長 参貢統國
経協長 参政技二
参 国一理

参条協規
国 参政経科
長 参社専
参道内外
長 参道内外
長 参道内外

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

部分に付整理され
 INFORMATION を求めおくことか有益
 ありと考へていたとす。本日の会合で
 別電等7本等のリストを米側より提示
 があり、又 GRI よりは米国の責任に付
 米側が今後承継することを希望する
 向是等とす

01 PROVISIONAL MEASURES FOR
 ARIA SCHOLAR-SHIP PROGRAM

2) POSTGRADUATE MEDICAL TRAINING
 PROGRAM

01 AID IN KIND BY PL 480 の3項
 目を提示した。

2. 明26日代理会議におき各小委
 員会の審議状況の報告を行なうこと
 となつておることもあり、原則と指

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

針に示されておる「USCIB の機能の
 適切なる処理」をアブストラクトとし米疏
 双方がこの大枠の中で実例としては上
 記別電の項目と討議することから案
 であることと示唆したという本日の
 の経過とその終代理会議にリポート
 することに合意した。

3. 本小委員会におきには USCIB の機能
 面に着目してアブストラクトに種々の分
 野が展開する等の了解のもとにまず
 して BRAIN EXERCISE を縮小す
 ることとすべしことと意見が一致し
 たり今後運営に付環境階級に付
 気付する点おらば指示願うべし

(13)

万六
待候

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

287

大政事外外儀官
務務典房
次次典房
臣官官審審長長
儀儀人電原計
儀儀文会當給

国資長領務長
参調折企
参領旅移

ア参地中東
長北東西
米長参北北保
中南番歐
参一
参西東洋
西東

近ア長
参書近ア
次總經國万
長経協長
参實統
参政技二
国一理
参参協規
参参經科
軍社専
情量内外
文長

総番号(TA) 2533/
70年5月25日20時30分 沖絶 主管
70年5月26日0時52分 本省 務着 米北1.

外務大臣 閣 (高野 大徳) 臨時代理大使 総領事 代理

施政权移転手続委員会

74年 年
往電73号到電。
(以下別紙英文)

↓

夜子十

1. PROVISION OF ADVISE AND ASSISTANCE
IN THE DEVELOPMENT AND OPERATION OF EDUCATIONAL
SYSTEMS (INCLUDING UNIVERSITY EDUCATION) IN
AREAS SUCH AS: SCHOOL FINANCING: DEVELOPMENT
OF STANDARDS AND PROGRAMS FOR SCHOOL CONSTRUCTION
AND EQUIPMENT: DEVELOPMENT OF SCHOOL LEGISLATION
: TRAINING OF SCHOOL ADMINISTRATORS AND TEACHERS:
VOCATIONAL TRAINING: AND THIRD COUNTRY SCHOLARSHIP
AND OTHER TRAINING PROGRAMS. 2. DEVELOPMENT AND
IMPLEMENTATION OF MEDICAL PROGRAMS IN THE RYUKYUS,
TO INCLUDE: HOSPITAL AND MEDICAL FACILITY
ADMINISTRATION: NURSING SERVICE AND TRAINING:
MEDICAL TREATMENT AND HEALTH SERVICE: PUBLIC
HEALTH EDUCATION PROGRAM: ENVIRONMENTAL SANITATION,
VETERINARY SERVICES AND PROGRAMS: AND TRAINING
OF DOCTORS AND MEDICAL PERSONNEL. 3. PROVISION
OF ADVICE TO THE GRI AND MUNICIPALITIES IN THE
DEVELOPMENT, ADMINISTRATION AND IMPLEMENTATION OF
LABOR PROGRAMS, TO INCLUDE: PROMOTOING RESPONSIBLE
LABOR UNIONS, ASSISTING IN THE PROMOTION OF SOUND
LABOR-MANAGEMENT RELATIONS THROUGHOUT THE ECONOMY:
AND PREPARATION OF LABOR STATISTICAL REPORTS.

4. MONITORSHIP OVER AND PROVISION OF ADVICE
TO THE GRI LEGAL AFFAIRS DEPARTMENT, PROCURATOR
AND COURTS. 5. PROVISION OF ADVISE AND ASSISTANCE
TO GRI PRISONS AND REFORMATORIES AND MUNICIPAL
FIRE DEPARTMENTS. 6. PROVISION OF ADVICE AND
GUIADANCE TO THE GRI REGARDING DEPORTATION AND
TRANSFER OF FAMILY REGISTERS AND PERMANENT RESIDENCE
INTO THE RYUKYU ISLANDS.

(3)

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

一ツの成果と見なされるべきこと、李立記者団の PRECOM の審議状況についての増大する関心に鑑み、代表会議はこれに対し得る機会を提供すること、例えば共通経済の取極課題と取り得ること等につき述べたところ、セナがよりも同様の発言があった。

3. 中間的素材にても CORDINATE した上報告に盛り込むこととし、既定方針通り代表会議開催の線で準備を進めることに致し、コソトより準備すべきは(1)新聞発表文の起草、(2)代表会議への報告、(3)記者会見に対する方針決定の子供であるが、総務小委員において起草せしめることとし、28日午後までに DRAFT 作成し右各エレメントで検討の上6月1日午前中に FINAL 手ものとすることにつき合意した。また(3)については会見を行なうか否か代表及び顧問共同で

(2)

C
C
4
C
C
10

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

行なうかまたは三代表共同あるいは各政府毎に単独で行なうかは各代表または顧問の意見を徴することに決定した。
4. 午後代理会議に引続き各小委員会の審議状況につきレジャーしたが施政権小委については特に問題点を釐詰めるため早急に再会合するよう指示することとした。

(3)

(3)

C
C
4
C
C
10

ソカビ
 万六
 郵
 大政事外外儀官
 務務 典務
 次次
 五官官密密長長
 儀総人電厚計
 儀文会當給
 國資長 参調折企
 領移長 参領旅移
 参地中東
 参北北西
 参北北保
 参一
 参西東洋
 参西東
 参書近ア
 次総経國万
 参實統
 参政技二
 国一理
 参条協親
 参政経科
 参社専
 参道内外
 一二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

223

総番号(TA) 26006
 70年 5月 28日 19時 58分 評 鑑 着 米 比
 70年 5月 29日 01時 17分 本 省 着
 外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

施政権移転小委員会

ア 83号 干
 宛電ア73号に同じ
 施政権小委は27月開催(当方賀陽、中山、佐々木、米側ウォルターズ、クレーマー、タテカワ、疏野、例カキノハナ、マフソ)。
 1. 冒頭当方よりGQJとしては示唆せざる如く「DISPOSITION AS APPROPRIATE OF USCAR FUNCTIONS」をWING ITEMとしそのもとで民政府の諸機能のうち米側が復帰までGR1またはGQJにトランスファーすることを考えているカテゴリ(米案、宛電ア74号)を付したものを本小委員会の当面の審議のパターンとすといふラインで米側の代表

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

会議に報告することが望ましいこと、GR1提出の4項目については現段階ではMUNDANにすぎない嫌いあり、今後上記のパターンで審議を進める過程でこれらのアイテムを取上げるかどうかを検討することが実際的であると述べたところ、米疏双方ともこれに同意した。
 2. 当方より上記米案(6項目)は有用であるが未だ網羅的でないとして述べたところ、席上クレーマーより別電ア84号の4項目を追加提出越した。
 3. クレーマーよりUSCARの諸機能を考察して行く場合、GR1またはGQJにトランスファーして行く部面と機能をいわば停止する部面(USGの財政事情その他でプロジェクトを継続し得なくなり機能として消滅する部面等)の二つがあるがこれを双方共この小委員会で取上げるかどうかについては自

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

分限りのレベルでは決めかねる問題を含んでいるので、USCAR 首脳とも相談したと述べた。

4. 上記1.のラインで6月3日の代表会議に対する代理会議の報告書の通り委員会が関係部分を取りまとめることと致したことを承服したい。

5. なお貴方より今後 USCAR の機軸面の考察を更に進める場合、その根拠となっている関係の布令布告の問題に COME ACROSS することとなるべくその際は必要に応じ一つの布令号につき米測と具体的にテークアップすることと存する旨と述べたところ「ク」にかかる成行きとなるべきことに同感なりと答えた。

(3)

(3)

外務省

ソカヒ 万六博飯

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号 (TA) 26008 主管
 70年5月28日 19時56分 沖縄 猪狩
 70年5月29日 01時18分 本省 猪狩

外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

施政権移転小委員会

才84号 干
 往復才83号別電

1. ASSISTANCE TO THE GRI AND RYUKYUAN ENTERPRISES IN COMMERCE, AGRICULTURE, FORESTRY, FISHERIES, NATURAL RESOURCES DEVELOPMENT, MINING, AND LIVESTOCK.
2. PROVISION OF TECHNICAL GUIDANCE TO INSURANCE COMPANIES.
3. PREPARATION AND IMPLEMENTATION OF LONG RANGE CONSTRUCTION PROGRAMS FOR PROVIDING ADEQUATE PUBLIC WORKS AND UTILITY SYSTEMS WITHIN THE RYUKYUS.
4. ADMINISTRATION OF CONSTRUCTION PROGRAMS COMPLETELY FUNDED BY GOJ, TO INCLUDE DESIGN AND COST REVIEW, SITE INSPECTIONS, PROGRESS AND FINAL INSPECTIONS, APPROVAL OF PAYMENTS TO CONTRACTORS.

(3)

外務省

大政事外外儀官
 事務 典房
 次次
 臣官官審審長長
 儀給入電厚計
 儀文会営給

ア 参地中東
 長 北 東 西
 参北北保
 中 参一
 南 参西東洋
 参西 西 東
 長 西 東

近 参書近ア
 了 長 次總經国万

長 参質統
 参政技二
 協 国一理
 長 参参協規
 参政経科
 長 参道内外
 参道内外
 長 参道内外
 参道内外

ソカヒ 万六博殿

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

342

大政事外外儀
務次典房
臣官官審審長長
儀総人電厚計
儀書文会営給

國資長領移
參調析企
參領旅移

ア參地中黨
長北東西
長北北保
參一
參西東洋
長西東

近ア參書近ア
長次總経國万
長參質統國
長協協長二
長協協長二
長協協長二
長協協長二
長協協長二
長協協長二

總番号(TA) 26009
70年5月28日19時55分 沖繩 発着 米地1
70年5月29日01時18分 本省 発着 米地1
外務大臣殿 高瀬大使 臨時代理大使 總領事 代理

地位協定小委員会

ア85号 平(秋坂)

往電ア70号の関し

28日午前の本件小委員会議事概要次のとおり

- 冒頭ミースよりSOFAの条項と布令布告の対照表を作成する基本作業につき EMPIRICAL APPROACHとしてGOJ側より部分的なものありとも一案を提示してみたいと述べ、わが方より検討を約し、
- わが方より情報及び資料の交換は本小委員会の関心事とすることか予想され、このため、いわゆる既設の外交ルートに加えて本委員会を補助的ルートとすることの

外務省

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

必要が生ずべしと述べたところ、ミースは米側において米側代表部とSTGとの関係が未だ明確なものでないこと、(2)は近く上京し東京の米側諸機関と協議する際、本件示唆について何らかのブレッキングを待たせようとする。

3. 琉政側より、琉政として本小委員会に出すべき問題として10項目の条件を取りあてずリストアップ(ア)が(往電ア86号)このうち4項目(往電ア78号で報告済み)を本小委員会に提案(ア)と説明の上、施政権の返還を円滑にするという「原則と指針」に基づき上記4項目を本委員会に討議して欲しい旨付言する。

(1) これらに対してミースが本件提案の取扱いは米側の方針が決定してからのことと前置きの上、ア/印象とし

- 2 -

外務省

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

て、復元補償と人的物的被害補償の両者は請求権といふ大きな枠内で一本に絞られる問題であること、又本件は去る日米間の外交ルートで方針が決つた後、必要に応じて当地で討議することが必要であり、本件につき小委員会が今般最終的な決定を下すことは出来る一旨述べた。

(2) わが方より雇用問題は既に取りあはす日米間の外交ルートにより折衝が行はれてゐるので、この進展を勘案すべきこと、また道路交通法については少くも直接には SOFA との関連はないものであること、復元補償等については GRI 側にとって肉体的損害の賠償として等閑に付し得る問題であることは諒察し得るも、SOFA との関連で日本側が如何なるアプローチにて問題の SEIZE するに到る

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

かは今般のプレジデンスに過ぎない問題であること等を取りあはすコメントしておいた。

4. なお、本小委員会が次回会合はミーンズ帰沖後の 6 月 8 日 (月) 午前行なすこととし、代表会議に対する代理報告書には「SOFA の適用を容易にするに必要なる現地作業についての問題点の検討を南越した」といふ如きラインの簡潔な言及を止めようことと合意した。

5. ミーンズは後刻与方に対し SOFA 条項と布告等の対照表について、米側が作成すべき正式に合意したと見做されたことと早計とありと述べ、米側の現段階におけるリカーベーションにつき特に入りマインドした見解があつたので、念のため、米側としては SOFA の適用を動機として布告等

ソカヒ 万六博殿

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

117

大蔵省 外務省
 事務次長 典房
 官官審査長 長
 備人電厚部
 備書文会管総
 備
 園長 参調折企
 領移長 参領旅移
 参地中東
 長北西
 参北保
 中南密歐
 参一
 参西東洋
 西東
 近ア書近ア
 次総経回万
 参領統
 参政技二
 同理
 参多協
 長園 参政経科
 長領長文程
 一

電信写
 総番号(TA) 26183
 70年5月29日 18時25分 中 絶 主管
 70年5月29日 20時47分 本 省 発着 米北
 外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

代理会議

第88年 平 (秘扱イ)
 往電第77号に因り
 本29日代理会議の議事要旨次の通り。
 1. 素元3日9号3回 PRECOMの
 (1) 開催時刻を午後3時とすこと
 (2) 記者会見の方法につきワットより各
 代理の意向を仄し、(1)に於て
 日疏と異議なきこと、(2)に於て
 (米側は HICOMの意向を月曜日(1日)
 確認するもおそろく代表による共同
 記者会見には否定的見解を述べしとの
 趣取) 賀陽より代表による共同

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

117

電信写
 記者会見が不可行ならば代理レベル
 会見も一案なるべしと述べた。
 瀬長より代理レベルの共同会見に
 可なるも主席としては代表及び顧問
 により共同記者会見を希望しており否か
 不可能ならば記者団からの要請如
 何にもよるか主席個人が記者会見は
 やらざると得たことありと述べた。
 2. 会議当日の新聞発表文及び代表
 会議への報告文々の内容については
 夫々案文作業を進行中ことと述べた。
 3. 次回は6月1日の予定。(13)

ソカ
ト

万大
博殿

注意

アト十巻

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

592

政外外務省
 次次 典房
 官官 審審 長長 長長
 備備 人電 厚計
 備備 文会 營總
 国 参 調 析 企
 資 長 領 移 長
 長 長 領 移 長

總番号 (TA) 26445
 70年 5月 30日 18時 48分 沖 繩 省 主 管
 70年 5月 30日 23時 42分 本 省 発 着 米 北

外務大臣殿 高瀬 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

準備委員会に対する代理会議の報告

才92号 平 至急
 往電才91号 別電

(以下別紙英文)

ア 参 地 中 東
 長 参 北 西
 参 北 北 保
 中 参 一 二
 南 参 西 東 洋
 欧 参 西 東
 長
 近 参 書 近 ア
 参 次 總 経 国 万
 長 参 貿 統 国
 参 政 技 二
 参 国 一 理
 参 参 参 参
 長 参 政 経 科
 参 軍 往 専
 参 参 道 内 外
 参 参 一 二
 長 参 参 参 参
 文 参 参 参 参
 長 参 参 参 参

米
 北
 省
 長

29 MAY 1970 REPORT TO THE PREPARATORY COMMISSION FROM THE ALTERNATES.

1. AT THE PREPARATORY COMMISSION

(HEREINAFTER "COMMISSION") MEETING ON 6

MAY 1970 THE ALTERNATES WERE DIRECTED TO SUBMIT AT THE NEXT MEETING OF THE COMMISSION

AN ESTIMATE OF TOTAL COMMON

EXPENSES. AN AGREED BUDGET ESTIMATE IS ATTACHED AT TAB A, AND THE ALTERNATES INVITE THE COMMISSION TO APPROVE IT.

2. THE COMMISSION APPROVED A SET OF PRINCIPLES FOR THE BUDGET AT THE 6 MAY MEETING WHICH PROVIDED THAT

THE ORIGINAL ESTIMATE SHOULD BE DETERMINED FOR THE PERIOD 3 MARCH 1970 -

31 MARCH 1971. IT HAS BEEN FOUND NECESSARY FOR FISCAL REASONS TO CHANGE THIS PERIOD

TO 1 APRIL 1970 - 31 MARCH 1971. THE ALTERNATES ALSO INVITE THE COMMISSION TO APPROVE THIS REVISION.

3. AT THEIR 6 MAY 1970 MEETING THE COMMISSION APPROVED THE ESTABLISHMENT OF FOR STANDING SUBCOMMITTEES. BY 18 MAY THE RESPECTIVE GOVERNMENT HAD NAMED THE PERSONNEL WHO WILL

BE THE REGULAR MEMBERS OF THE SUBCOMMITTEES.

IN THE MEANTIME ALL OF THE SUBCOMMITTEES HAVE MET AND HAVE BEGUN TO DRAW UP THEIR WORK PROGRAMS.

4. AT THEIR MEETING ON 6 MAY 1970 THE COMMISSION ALSO DIRECTED THE ALTERNATES TO:

A. FORMULATE

PROCEDURES FOR THE COORDINATION OF THE SUPPLYING TO EACH GOVERNMENT OF INFORMATION AGREED AS NECESSARY FOR THE PROMOTION OF THE PREPARATIONS FOR REVERSION.

B. FORMULATE PROCEDURES

FOR THE COORDINATION OF INFORMATION-GATHERING ACTIVITIES BY OFFICIAL JAPANESE GOVERNMENT MISSIONS FROM AUTHORITIES OF THE USG IN OKINAWA FOR PURPOSES RELATING TO REVERSION.

C. ARRANGE EFFECTIVE MEANS

BY WHICH NON-RYUKYUAN RESIDENTS, INCLUDING BUSINESSMEN AND PROFESSIONALS, CAN CONSULT WITH THE APPROPRIATE AUTHORITIES OF THE GOJ PRIOR TO REVERSION. THE ALTERNATES HAVE NOW

ESTABLISHED THE NECESSARY PROCEDURES. INCLUDING THE NAMING OF SPECIFIC OFFICIALS TO BE INITIAL POINTS OF CONTACT.

5. AT THE 6 MAY 1970 MEETING THE COMMISSION ALSO DIRECTED THE RESPECTIVE SUBCOMMITTEES TO PROCEED UNDER THE DIRECTION OF THE ALTERNATES TO IDENTIFY PROBLEMS TO BE SOLVED BEFORE THE RETURN OF ADMINISTRATIVE RIGHTS TO THE GOJ. TO DEVISE MEASURES TO SOLVE SUCH PROBLEMS AS ARE TO BE DEALT WITH IN OKINAWA, AND TO SUBMIT A PROGRESS REPORT AT THE NEXT COMMISSION MEETING. THE ALTERNATES AND THEIR STAFFS HAVE PRODUCED TWO LISTS OF PROBLEM AREAS. THE FIRST LIST, TENTATIVELY IDENTIFIED AS FALLING PRIMARILY WITHIN THE PURVIEW OF THE SUBCOMMITTEE FOR INDUSTRIAL AND ECONOMIC AFFAIRS, IS AT TAB B. THE SECOND LIST, TENTATIVELY IDENTIFIED AS BEING PRIMARILY WITHIN THE JURISDICTION OF THE SUBCOMMITTEE ON LOCAL PREPARATIONS FOR TRANSFER OF ADMINISTRATIVE RIGHT, IS AT TAB C. THESE LISTS ILLUSTRATE THE PROGRESS SO FAR ACHIEVED BY THE

-4-

SUBCOMMITTEES. THE ALTERNATES INTEND TO CARRY THIS WORK FORWARD, AND THE CONTINUED APPROVAL OF THE COMMISSION FOR THEIR DOING SO IS INVITED.

6. THE ALTERNATES INVITE THE COMMISSION TO APPROVE A PRESS CONFERENCE BY THE ALTERNATES IMMEDIATELY FOLLOWING THIS MEETING.

7. TO RESPOND TO THE REQUEST OF THE CONSULTATIVE COMMITTEE TO BE KEPT INFORMED OF THE PROGRESS OF THE COMMISSION FROM TIME TO TIME, THE ALTERNATES RECOMMEND THAT A COPY OF THIS REPORT, UNDER THE TITLE OF "REPORT TO THE CONSULTATIVE COMMITTEE FROM THE PREPARATORY COMMISSION," BE FORWARDED THROUGH PROPER CHANNELS TO CONCOM TOGETHER WITH AN INDICATION OF THE ACTION TAKEN ON IT BY THE COMMISSION AT THE 3 JUNE MEETING.

-5-

(3)

カヒ
トヒ
万大
博覧

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

40

電信写

大蔵省
外務省
事務次長
典房

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

総番号(TA) 26601 主管
 70年6月1日 18時10分 沖繩 発着 本北1
 70年6月2日 09時01分 本省 発着 本北1
 外務大臣殿 新瀬 臨時代理大使 総領事 代理

準備委員会第3回会議に関する新聞発表文

第101号 平 大至急

往電第88号に関し

第3回会議の新聞発表文につき本/日アドホックの代理会議で討議した結果、別電第102号のとおり暫定的草案(和英文)を得たので通報する。なお、多少の修正もあり得るので右お含みありたい。

(1)

近ア長

参審近ア

参審近ア

参審近ア

参審近ア

参審近ア

参審近ア

参審近ア

参審近ア

参審近ア

参審近ア

参審近ア

参審近ア

参審近ア

参審近ア

外務省

カヒ
トヒ
万大
博覧

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

756

電信写

大蔵省
外務省
事務次長
典房

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

長官官審審長長

総番号(TA) 26599 主管
 70年6月1日 18時20分 沖繩 発着 本北1
 70年6月2日 00時44分 本省 発着 本北1
 外務大臣殿 新瀬 臨時代理大使 総領事 代理

準備委員会第3回会議に関する新聞発表文

第102号 平 大至急
 往電第101号別電

THE PREPARATORY COMMISSION 1-2 TENPI-CHO, Naha,
 A
 OKINAWA 3 JUNE 1970.

DRAFT PRESS STATEMENT

THE PREPARATORY COMMISSION TODAY AT ITS THIRD MEETING APPROVED A PROGRESS REPORT FROM THE ALTERNATES AND DIRECTED THAT THEY CONTINUE TO EXPLORE AND DEFINE PROBLEM AREAS AND BEGIN TO ESTABLISH PRIORITIES FOR DEVISING SOLUTIONS.

IN ATTENDANCE AT THE COMMISSION'S OFFICES IN Naha WERE THE UNITED STATES REPRESENTATIVE, HIGH COMMISSIONER JAMES B. LAMPERT THE REPRESENTATIVE

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲所に連絡ありたい。

電信写

OF THE GOVERNMENT OF JAPAN, AMBASSADOR JIRO TAKASE AND THE ADVISER TO THE COMMISSION, MR. CHOBYO YARA CHIEF EXECUTIVE OF THE GOVERNMENT OF THE RYUKYU ISLANDS.

THE PROGRESS REPORT INCLUDED PRELIMINARY OUTLINES OF FUTURE WORK PROGRAMS.

THESE OUTLINES WERE PREPARED BY RECENTLY ESTABLISHED SUBCOMMITTEES AS PART OF THEIR INITIAL STUDY OF KEY ASPECTS OF THE PROCESS OF REVERSION OF OKINAWA TO JAPANESE ADMINISTRATION.

INDICATIVE OF SOME OF THE PROBLEM AREAS UNDER CONSIDERATION IS THE QUESTION OF THE TIMING AND THE MANNER OF TRANSFERRING AUTHORITY FOR CIVIL MATTERS FROM THE UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION OF THE RYUKYU ISLANDS TO THE GOVERNMENT OF JAPAN AND/OR TO THE GOVERNMENT OF THE RYUKYU ISLANDS, THE OBJECTIVE BEING IN THESE AS IN ALL OTHER ASPECTS OF THE COMMISSION'S WORK TO ASSURE A SMOOTH TRANSITION IN THE ACCOMPLISHMENT OF REVERSION.

IN THE INDUSTRIAL AND ECONOMIC AREAS, THE COMMISSION NOTED THAT AMONG OTHER POTENTIAL PROBLEMS

-2-

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲所に連絡ありたい。

電信写

WHICH REQUIRE FURTHER EXPLORATION ARE THE TREATMENT OF FOREIGN INVESTMENT, THE FUTURE STATUS OF FOREIGN PROFESSIONAL PERSONNEL LIVING IN OKINAWA, IN THE TREATMENT OF TITLES AND LEASES OF THE FORMER STATE AND PREFECTURE OWNED LANDS.

IN KEEPING WITH THE REFERENCE IN THE "PRINCIPLES AND GUIDELINES" TO THE COMMISSION'S CONSIDERATION OF THE LOCAL ASPECTS OF THE APPLICATION OF THE US-JAPAN SOFA (STATUS OF FORCES AGREEMENT) TO OKINAWA, THE ALTERNATES REPORTED THAT THE SUBCOMMITTEE CONCERNED WITH THIS MATTER IS UNDERTAKING A CAREFUL EXAMINATION OF PROBLEMS INVOLVED.

THE COMMISSION APPROVED THE VARIOUS PROCEDURES THAT THE ALTERNATES HAD FORMULATED FOR THE PURPOSE OF CARRYING OUT THE FOLLOWING PROVISIONS OF THE "PRINCIPLES AND GUIDELINES": COORDINATION OF THE GATHERING AND TRANSMISSION OF INFORMATION REQUIRED BY THE GOVERNMENTS DURING THE PREPARATION OF REVERSION, AND THE ESTABLISHMENT OF A READY MEANS OF ACCESS TO THE GOJ-BY-NON-RYUKYUAN RESIDENTS OF OKINAWA WITH REVERSION-RELATED PROBLEMS.

-3-

外務省

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

SPECIALLY DESIGNATED OFFICIALS IN THE RESPECTIVE ELEMENTS OF THE PREPARATORY COMMISSION HAVE BEEN APPOINTED FOR THESE PURPOSES.

THE PREPARATORY COMMISSION CONSIDERED THE WORK OF THE ALTERNATES AND THEIR STAFFS, AS REFLECTED IN THE REPORT, A NOTEWORTHY BEGINNING TOWARD FINDING SOLUTIONS TO THE PROBLEMS BEFORE THE COMMISSION.

新聞発表

1970年6月3日

1. 準備委員会は本日午八時の同委員会庁舎においてアメリカ合衆国政府代表ジェームズ・ヒールンバート高等参務官、日本国政府代表高瀬特郎大使及び顧問たる屋良が琉球政府行政主席の出席のもとに第3回会議を行った。本委員会は代理会議より提出された進行状況に関する報告を承認し、更に問題の所在を

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

調査して明確にする作業を続けると共に、解決方法策定に当たっての優先順位を定める作業を開始するよう指示した。

3. 進行状況報告書は将来の作業計画のあらましを含むものである。これらの計画のあらましは、最近設置された小委員会が沖縄の日本施政権下への復帰の過程における重要分野ごとに米-段階の作業として検討した結果の一部をまとめたものである。検討中の問題のある分野には民政に関する権限を米国民政府から日本国政府及びまたは琉球政府へ移譲する時期と方法の問題があり、その目標は他のすべての分野における委員会の目標と同じく復帰達成への円滑な進行を確保する事にある。

本委員会は産業経済の分野において将来

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

更に調整する必要性のある問題の中には
 外資の取扱い沖繩に在住する外国人自由
 職業従事者の将来の地位及び旧国庫有地の
 取扱い問題等が考えられる旨指摘した。

5. 代理会議は「原則と指針」が地位認定を沖
 繩に提供する際の現地における側面を委員
 会が考慮すべき事と言及していることに関
 連し関係小委員会がその中に含まれるもろ
 もろの問題について慎重な検討を行って
 る旨報告した。

6. 委員会は「原則と指針」に示された次の条項
 を実施する為代理会議が定められた各種の手續
 を承認した。すなわち復帰準備中において
 各政府の必要とする資料の収集及び伝達
 の調整及び非琉球人居住者が復帰に因る
 問題について日本国政府と接触する為の

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

備体制の確立である。これらの目的の為委員
 会の各政府代表部の職員が特別に指名され
 たい。

7. 準備委員会は報告書に反映されている代
 理会議及びその要員の作業は委員会が当
 面する問題の解決方法の発見を目的とし
 の特筆すべき作業であることを明らかに
 する。

(3)

(07:20 主管課 多田首席書記官に連絡済)

電信課

ソカヒビ 万大博阪

外交外務省 電信写

事務次長 典房
 官官審審長長
 係係人電厚計
 備備文会営給

参参折企
 参参領旅移

参参地中東
 参参北北西

参参北北保
 参参一
 参参西東洋
 参参西京

参参近ア
 参参極極国万

参参統統
 参参政技二
 参参一理

参参政經科
 参参社專
 参参道内外
 参参文長

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

275

総番号(TA) 26598 主管
 70年6月1日19時35分 沖 港 発 北!
 70年6月2日00時40分 本 省 給

外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

準備委員会に対する代理会議の報告

第103号 平 大至急

往電第92号をもつて通報した代理会議報告書については本/日アドボカツの代理会議において種々協議した結果、下記のとおり加除訂正したのでお知らせする。

記

(1) 第5項末のTAB. C. と THESE LISTS の間に「THE THIRD LIST, WHICH CONTAINS THREE SUGGESTIONS FOR ITEMS TO BE STUDIED BY THE SUBCOMMITTEE ON LOCAL PREPARATIONS TO FACILITATE APPLICATION TO OKINAWA OF SOFA, IS AT TAB D.」をそぎ入する。

(2) 同じく第5項末の2行「THE ALTERNATES INTEND TO CARRY OUT THE FOLLOWING IN VITED.」を削除し、代わりに「THE ALTERNATES INTEND TO FURTHER CLARIFY, REFINE, AND EXPAND THESE LISTS, TO OMIT FROM THEM ANY ITEMS NOT WITHIN THE PURVIEW OF PRECOM, AND TO COMPILE ADDITIONAL LISTS,」

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

THE ALTERNATES INVITE THE COMMISSION TO APPROVE THIS WORK PLAN」をそぎ入する。

(3) 第6項を全文削除し第7項の文を第6項にくり上げる。ただし、文中「... THE COMMISSION TO APPROVE A PRESS CONFERENCE...」とあるを「... THE COMMISSION TO APPROVE THE HOLDING OF A PRESS CONFERENCE...」と改める。

(4) 第8項は第7項にくり上げる。ただし、全文削除し、そのかわりとして「TO RESPOND TO THE REQUEST OF THE CONSULTATIVE COMMITTEE TO BE KEPT INFORMED OF THE PROGRESS OF THE COMMISSION FROM TIME TO TIME, THE ALTERNATES RECOMMEND THAT A COPY OF THIS REPORT, UNDER THE TITLE OF 'REPORT TO THE CONSULTATIVE COMMITTEE FROM THE PREPARATORY COMMISSION,' BE FORWARDED THROUGH PROPER CHANNELS TO CONGOM TOGETHER WITH AN INDICATION OF THE ACTION TAKEN ON IT TO THE COMMISSION AT THE 3 JUNE MEETING.」の文を加入する。

(07:20 主管 澤 多田 首席 菅 幸 官 北 港 港 信 写)

ソカヒ 万大博阪

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

259

大政事外列設官
事務次長
典房
巨官官審審長長
係総入電厚計
備書文会書給
国資長領移展
参調析企
参領旅移

総番号(TA) 26600 主管
70年 月 日 19時55分 沖縄 発
70年 6月 2日 01時26分 本省 着 半光1
外務大臣殿 島瀬大使 臨時代理大使 総領事 代理

第3回代表会議準備

第104号 平(秘扱) 大至急

往電第91号及び同第103号に関し

1日のアドホックの代理会議において種々協議の結果、
(1)代理会議の報告書(不公表)の付表B(産業経済小委)には米側非公式提案の14項目(往電第72号)と日本側の考えているものうち貴電第55号の「ふるい」にかけたものをリストアップすること、付表C(施政権小委)にはGRIの3項目提案(往電第73号)も一応へい記するととし、これらの付表はいずれも合意したものを示すものにはあらずして、単にあらい出し作業の結果出されたものをREFERENCEの意味あいで列挙したものにすぎず、今後の加除追加があり得る性質のものとするにとした(この点を明らかにするため、報告書第5項の末びにTHE ALTERNATIVES INTEND TO CLARIFY以下の表現をそぎ入した点参照ありたい)、(2)上記の関連でGRI側は新たに付表Dを設け、SOPA小委でGRIが提示したもののうち復元保証、人的損害保証、軍用用制度の3項目は上記(1)と同じで得

外務省

ア 参地中東
北東西
参北北保
参一
参西東洋
西東

近ア参近ア
次総経国万
参参統
参政技二
国一理
参参協協
長長
参政経科
軍社専
参通内外
一一二

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

の下にこの表に列挙することを強く主張したもので、当方としては貴電第55号のラインもかん察しつつGRIの機微なる内部事情も考慮に入れ(セナ方はこれらを単に列挙しておけば、たとえ合意された項目とはみなされずとも、芝席はこれに満足し、第3回会議でも特にマーク・インニ一することはなかるべく、またその方向で自令は努力すると述べた趣)、これに必ずや米側に申し入れている。
(3)プレス・ステートメント第4項に例示すべき産業経済小委のアイテムとしては、往電第55号によつて整理を行なつた結果、差支えないものとするもの(イ)外貨の取扱い、(ロ)非りゆうきゆう人プロフェッショナルズの取扱い、(ハ)国、けん有地の問題の3点を当方より示さし、米、りゆう側もこれに同意した。なお、本省より電話連絡のあつたTREATMENT OF PUBLIC UTILITIESについては、米、りゆう側に申し入れ、結果追電致したい。

(09:20 至常揮 多田首席参事官に連絡済)

電信課

外務省

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

秘

留意すべき点ありやと算して本使より地位協定の委員会リストに盛り込んだ(1) 解放軍用地の復元補償、(2) 軍隊軍人軍属による損害補償(3) 軍属備制度の移行準備の事について同委員会に未だ充分な資料が準備されず「この点」を対上託する事絶対的レファ-セザ-よう要望し、これと提言(エラと「ラ」は同感)と述べ、他方屋良は上託する事は中絶住民にとって極めて関心の深い問題なることを含んで欲しい旨発言があり本使より「おつともなり」と回答しておいた。

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

秘

4. 本使より本会議の席を借り新任の要員を各委員に紹介「ラ」よりは BURKE (軍属備員再就職調整官) を米側要員として再任に旨明らかにした。(B)

ソカヒ 万大 博阪

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

102

電信写

大政審外外僑官
務次 典房
臣官官審審長長
係総人備厚計
備文会管給
参調析企
参領旅移

総番号(TA) 27043 主管
70年6月3日 18時12分 津 繩 発 米北1
70年6月3日 21時11分 本 省 着

外務大臣 殿 高瀬 (大) 臨時代理大使 総領事 代理

代表代理記者会見

第110号 平 至急

往電第109号に関し

代表会議後行なわれた代理による記者会見においては、記者団より主として準備委の進行状況につきプレス・ステートメント以上の詳細なる説明を求める質問が多く寄せられたが、当方より各小委員会はえい意問題点のあらい出しの作業を進めており、ステートメントに明示されている如き民政府機能の移行や外資問題その他の項目のみをとつても何れもFAR-REACHINGなる問題であり、今後更に具体的な作業計画の策定を期し得る見込みであることを然るべく説明しておいた。なお、セナが代理は質問に答えけい事裁判官補植の問題はリウ政顧問代理部において以前より一般問題として研究を進めており、今後準備委に提出することの可能性もあり得べしと述べた。なお、外資問題につきNEW APPLICATIONSと準備委の関連に触れる如き質問は提起されなかつた。(3)

ア 参地中東
長 北東西
参北北保
中南
参一
参西東洋
長 西東

近ア 参審近ア
長 次総経国万
長 参買統 国
参政技二
長 参協協 国一理
長 参政経科
長 参社専
長 参進内外
長 参文長

ソカヒ 万大 博阪

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

108

電信写

大政審外外僑官
務次 典房
臣官官審審長長
係総人備厚計
備文会管給
参調析企
参領旅移

総番号(TA) 38173 主管
70年8月4日 18時15分 津 繩 発 米北1
70年8月4日 19時57分 本 省 着

外務大臣 殿 高瀬 (大) 臨時代理大使 総領事 代理

S O F A 作業部会

第250号 略

往電第212号に関し

1. 本件作業部会は、7月20日、27日、8月4日の3回にわたり、当方作成の対照表(往信第46号)を参照しつつS O F A条項にむじゆんする(INCONSISTENT)布令布告の関係条文のあらい出し作業を終えた。
2. なお、8月11日(火)の次回作業部会において、各政府の草案を持ち寄り検討を加えた上、本部会のS O F A小委に報告書を作成することとなつた。右の時点で更に経過につき追電する。
(了)

ア 参地中東
長 北東西
参北北保
中南
参一
参西東洋
長 西東

近ア 参審近ア
長 次総経国万
長 参買統 国
参政技二
長 参協協 国一理
長 参政経科
長 参社専
長 参進内外
長 参文長